

25 高福第 1 0 0 1 号
平成 2 6 年 3 月 2 4 日

指定居宅介護支援事業者及び
指定介護予防支援事業者 代表者 様

愛知県健康福祉部長
(公 印 省 略)

「愛知県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービス事業
の指針」の策定について (通知)

愛知県内の指定通所介護事業所 (いわゆる「デイサービス」) の中には、事業所の営業時間外に、その設備の一部を使用して、当該指定通所介護事業所の利用者に対し、必要な介護及び宿泊を伴うサービスを提供する宿泊付きデイサービス (いわゆる「お泊りデイサービス」) を行う事業所が増加しておりますが、介護保険適用外の自主事業として提供されており、それに対する法的基準あるいは行政指導基準等がなく、利用者の安全安心やプライバシーの確保等が課題となっております。

このため、県では、宿泊付きデイサービスの最低限の人員や設備、運営の指針を整える必要があると考え、利用者の尊厳の保持と安全の確保を図るため、このたび、「愛知県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービス事業の指針」(以下「指針」という。)を別添のとおり策定しました。

指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の皆様方におかれましては、指針の内容について、御理解の上、宿泊付きデイサービス事業所との必要かつ密接な連携を図ることについて格別の御配慮をお願いします。

なお、指針の解釈等について不明な点は、県高齢福祉課介護保険指定・指導グループ (電話：052-954-6289) にお問い合わせください。

指針の位置付け等は下記のとおりです。

記

1 指針の位置付け

事業者が最低限遵守すべき目安 (ガイドライン) となるものであり、この指針で定める内容以上のサービスの質の向上を自主的に目指すことを望むものです。

2 施行年月日

平成 2 6 年 4 月 1 日

3 指針の概要

別添のとおり

4 指針

別添のとおり

5 主な留意点

(1) ケアプランへの位置付けについて

居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）及び介護予防支援事業所の保健師等担当職員（以下「介護支援専門員等」という。）が作成する居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「ケアプラン」という。）は、アセスメント結果等に基づき、介護保険給付対象外のサービスも含めて計画に位置付けることにより総合的な計画になるよう努めなければならないとされています。

この度、通所介護事業所が行う宿泊サービスについては、ケアプランに位置付けをしていただいた上で、御利用いただくことを原則といたしました。

宿泊サービスのケアプランへの位置付け等に当たりましては、格別の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

詳細は、指針本文の1ページから3ページの「3基本方針」と「4宿泊サービスを提供する上での原則」を参照してください。

(2) 宿泊付きデイサービス事業所との連携

- 宿泊サービスの利用は、原則、介護支援専門員等が作成するケアプランへの位置付けが必要であり、提供日数は、短期間利用を原則としています。
- 当初ケアプランに位置付けた宿泊サービス提供期間を超えることとなる場合は、宿泊サービス事業所と連絡調整を図り、期間延長を判断します。連泊の上限は原則30日以内です。
- 利用者のやむを得ない事情により連泊の上限30日を超えて連続利用が必要となる場合は、介護支援専門員等が必要に応じてモニタリング等を行い、その結果に基づき期間延長の是非を判断します。

(3) 市町村との連携

ケアプラン作成に当たり、宿泊サービス提供日数が要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超える場合、被保険者の属する保険者（市町村）が介護支援専門員等に事前相談を求める場合には、あらかじめ調整を行うことについて御配慮をお願いします。

その趣旨は、当該利用者に対するサービス提供のあり方として、現在受けているサービスが適切か否かをあらためて検討していただきたいという観点からお願いをするものでありますので、御理解ください。

(4) 介護支援専門員等に対する周知

介護支援専門員等に対する指針の周知は、県ホームページによる広報、事業者講習会、実地指導、各種会議等様々な機会を通じて行います。

6 宿泊サービス事業者に対する指導等

- (1) 事業者に対する指針適合等に関する相談窓口は、通所介護事業所を所管するそれぞれの指定権者（県、市町村）となります。

- (2) 事業者に対する指針の周知は、県ホームページによる広報、事業者講習会、実地指導、各種会議等様々な機会を通じて行い、できる限り指針に沿って宿泊サービスを行っていただくようお願いをしております。
- (3) 事業者に対する実地指導は行いませんが、通所介護事業所に対する実地指導を行う際に、指針適合の有無等の確認を行うとともに、通所介護の適切なサービス提供に支障がある場合は、通常の実地指導として対応しております。
- また、苦情等の状況を勘案し適時適切に通所介護事業所に対する実地指導を行います。

担 当 高齢福祉課
介護保険指定・指導グループ
電 話 052-954-6289
F A X 052-954-6919
E-mail korei@pref.aichi.lg.jp